

長建協発第462号  
平成27年1月14日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
入札金額の内訳書の取扱について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、ダンピング受注の防止(その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止をいう。)等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。また、提出された内訳書について、各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長がその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定されました。これらの規定は、建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

つきましては、標記について、別添のとおり全建を通じ国土交通省土地・建設産業局建設業課長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。